

# リヒテンシュタイン

## 商標法

1998年11月19日改正

1999年1月18日施行

### 目次

#### 第1章 商標

##### A. 総則

##### 1. 商標の保護

第1条 定義

第2条 絶対的禁止理由

第3条 相対的禁止理由

第4条 使用の権限を与えられた者のための登録

##### 2. 商標に対する権利の発生，優先権

第5条 商標に対する権利の発生

第6条 優先権の宣言

第7条 パリ条約に基づく優先権

第8条 展示会に基づく優先権

第9条 優先権の宣言

##### 3. 商標に対する権利の存在

第10条 登録の存続期間及び更新

第11条 商標の使用

第12条 不使用の結果

##### 4. 商標権の内容

第13条 排他権，法的救済の消尽の原則

第14条 先使用の商標に有利な制限

第15条 既知の商標

第16条 辞書及びその他の参考書における商標の複製

##### 5. 商標権の変更

第17条 譲渡

第18条 記入出願又は記入の分割

第19条 ライセンス

第20条 用益権及び先取得権；強制執行

## 6. 国際法の契約

### 第 21 条

## B. 保証標章と団体標章

### 第 22 条 保証標章

### 第 23 条 団体標章

### 第 24 条 標章の管理

### 第 25 条 使用規則の承認

### 第 26 条 規則に反する使用

### 第 27 条 規制に反する使用

### 第 28 条 譲渡とライセンス

## C. 商標の登録

### 1. 登録手続

#### 第 29 条 標章の登録

#### 第 30 条 登録日

#### 第 31 条 決定及び登録

### 2. 登録の取消

#### 第 32 条 取消

### 3. 救済

#### 第 33 条 上訴

### 4. 登録簿，公告

#### 第 34 条 登録簿の保管

#### 第 35 条 公告

#### 第 36 条 登録簿の閲覧可能性；記録の閲覧

#### 第 37 条 調査

### 5. 期限を遵守しない場合のさらなる措置

#### 第 38 条

### 6. 代理

#### 第 39 条

### 7. 手数料

#### 第 40 条

## D. 国際商標登録

第 41 条 適用法

第 42 条 国際登録簿における登録出願

第 43 条 リヒテンシュタインにおける国際登録の効果

第 44 条 国際登録から国内登録出願への変更

## 第 11 章 原産地表示

第 45 条 原則

第 46 条 商品の原産地

第 47 条 サービスの原産地

第 48 条 特別規定

第 49 条 製造者標章

## 第 111 章 法的保護

### A. 民法に基づく保護

第 50 条 宣言的判決を求める訴

第 51 条 商標の譲渡を求める訴

第 52 条 判決の通知

第 53 条 利益のための措置

第 54 条 関係の連合及び組織の提訴権

第 55 条 民事訴訟における没収

第 56 条 管轄権

第 57 条 暫定的差止命令

第 58 条 判決の公告

### B. 処罰規定

第 59 条 商標権の侵害

第 60 条 商標の詐欺的使用

第 61 条 規則に反する保証標章又は団体標章の使用

第 62 条 不適切な原産地表示の使用

第 63 条 製造者標章に関する規則の抵触

第 64 条 手続の中断

第 65 条 責任

第 66 条 処罰手続における商品の没収

第 67 条 収益の没収

### C. 輸出入の場合の措置

第 68 条 疑わしい積送品の通知

第 69 条 支援の申請

第 70 条 商品の差止

第 71 条 管轄権，国際法に基づく合意

第 IV 章 経過及び最終規定

第 72 条 実施

第 73 条 現行の法律の無効

第 74 条 寄託又は登録された標章

第 75 条 従前に登録可能でなかった標章

第 76 条 先使用权

第 77 条 用語

第 78 条 施行

## 第1章 商標

### A. 総則

#### 1. 商標の保護

##### 第1条 定義

(1) 商標とは、ある会社が提供する商品又はサービスを他の会社のものと適切に区別するための標識である。

(2) 商標は、特定の単語、文字、数字、図による表示、立体形若しくはこれらの要素の組合せであり、又は着色することができる。

##### 第2条 絶対的禁止理由

次のものは、商標の保護から除外される。

(a) 公有物である標章。ただし、必要とされる商品又はサービスのための商標として認められている場合を除く。

(b) 商品の本質である形態、及び技術的観点から必要な商品又は包装の形態

(c) 誤認させる標識

(d) 公序良俗に反する又は有効な法律に違反する標識

##### 第3条 相対的禁止理由

(1) さらに、次の商標は保護から除外される。

(a) 先の商標と同一であり、それと同じ商品又はサービスのために意図されているもの

(b) 先の商標と同一であり、同等の商品又はサービスのために意図されているために、混同の危険が存在するもの

(2) 次のものは、先の商標とみなされる。

(a) 本法(第6条から第8条まで)に基づいて優先権を享受する寄託又は登録された商標

(b) (1)が工業所有権保護に関するパリ条約(パリ条約)第6条の2の意味する商標に適用される場合の登録時点においてリヒテンシュタインで有名な商標

(3) 先の商標の所有者のみが、本条に基づく禁止理由を適用することができる。

##### 第4条 使用の権限を与えられた者のための登録

所有者の同意のない又は同意の取消後に登録簿に残された代理人、代表者又はその他の人若しくは団体の名義で登録された商標も、保護を享受しない。

#### 2. 商標に対する権利の発生、優先権

##### 第5条 商標に対する権利の発生

商標に対する権利は、登録簿に記入された時点で発生する。

## 第6条 優先権の宣言

商標に対する権利は、最初にこれを出願した者が取得する。

## 第7条 パリ条約に基づく優先権

(1) ある商標が他のパリ条約加盟国で最初に登録されたか、かかる国の規則に基づいて登録されその国について有効である場合、登録当事者又はその法定承継人は、最初の登録後6月以内にリヒテンシュタインにおいて登録が寄託された場合には、同一の商標をリヒテンシュタインにおいて出願するために当該最初の登録から発生する優先権のみ主張できる。

(2) リヒテンシュタインに対する相互主義の権利が適用される国における最初の登録は、パリ条約の加盟国での最初の登録と同一の効果を有する。

## 第8条 展示会に基づく優先権

商標を付した商品又はサービスを、パリ条約加盟国における国際展示会に関する1928年11月22日付協定の意味する公式の若しくは公式に認められた展示会、又は政府が承認する他の展示会で展示する者は、その出願において展示会の開会日を主張することができるが、ただし、当該日から6月以内に商標が出願され、これを展示会運営者が認証することを条件とする。

## 第9条 優先権の宣言

(1) パリ条約の規定に基づく優先権又は展示会に基づく優先権を主張する者は、願書と共に、優先権宣言及び優先権書類を提出しなければならない。

(2) 日付及び様式に関する要件が満たされない場合、主張は失効する。

(3) 優先権の登録は、商標の所有者が権利を得ることの裏付にすぎない。

## 3. 商標に対する権利の存在

### 第10条 登録の存続期間及び更新

(1) 登録は、出願日から10年間、有効である。

(2) 登録は、10年ごとに延長されるが、そのたびに適切な願書を寄託し、更新手数料及び該当すれば分類手数料(第29条(4))を支払うことを条件とする。

(3) 更新出願は、有効期間の末日前の12月以内に、ただし、遅くとも末日後6月以内に国家経済局(Amt für Volkswirtschaft)に提出しなければならない。

(4) 保護の更新が有効期間の満了後に提出された場合は、追加手数料を支払わなければならない。

### 第11条 商標の使用

(1) 商標は、商標が請求される商品及びサービスと一緒に使用されるときに保護される。

(2) 商標の使用は、若干異なる様式でまた輸出のために使用されるときも、保護されるものとみなされる。

(3) 所有者の同意を得た商標の使用は、所有者自身による使用とみなされる。

(4) 商標の使用は、欧州経済共同体の域内又はスイスで使用されるときも、保護されるもの

とみなされる。

#### **第 12 条 不使用の結果**

(1) 商標の所有者が、登録日から 5 年間連続して、商標が請求される商品又はサービスと共に商標を使用しなかった場合は、使用しなかった正当な理由がある場合を除き、その継続使用を再び主張することができない。

(2) 商標の使用が初めてなされた、又は 5 年を超えてから再びなされた場合、これを使用する権利は最初の優先権の下に回復されるが、ただし、他の者が(1)のように当該商標の使用を請求していないことを条件とする。

(3) 商標の不使用を主張する者は、それを証明しなければならず、商標の所有者は、その使用を証明する義務を負う。

#### **4. 商標権の内容**

##### **第 13 条 排他権、法的救済の消尽の原則**

(1) 商標法に基づき、所有者には、そのために商標が取得された商品又はサービスを表示するために商標を使用し、それを自由に処分する排他権が付与される。

(2) 商標の所有者は他の者に対し、第 3 条(1)に基づき保護から除外される標章の使用、特に次の事項、を禁じることができる。

- (a) 商標を商品又はその包装若しくは梱包に付すること
- (b) 本商標の下に商品を提供し、販売し又はこの目的で倉庫に保管すること
- (c) 本商標の下にサービスを提供又は供給すること
- (d) 本商標の下に商品を輸入又は輸出すること
- (e) 取引文書、広告又は事業取引において商標を使用すること

(3) これらの権利は、商標の所有者のほか、第 4 条に基づきこれを使用する権利が与えられている者にも付与される。

(4) 商標の所有者は、自国又は欧州経済 [ 共同体 ] 域内で、自己により又は自己の承認を得て同一の商標の下に販売される商品について、第三者によるその商標の使用を拒否する権利を有さない。

(5) 商標の所有者が、特に市場に出した後に商品の状態が変化した又は低下したときに、正当な理由で商品のさらなる販売に反対する場合は、(4)は適用されない。

(6) 商標の所有者は、自己により又は自己の同意を得て欧州経済 [ 共同体 ] 以外の国で販売されている商品について、かかる使用により自国の購入者に対する詐欺の危険がある場合には、第三者に対しその使用を拒否する権利を有する。

##### **第 14 条 先使用の商標に有利な制限**

(1) 商標の所有者は、出願が寄託される前に商標が既に使用されていた現範囲までは、他の者が継続使用することを禁じることができない。

(2) この継続使用の権利は、会社と共の場合にのみ譲渡することができる。

## 第 15 条 既知の商標

- (1) 既知の商標の所有者は、その使用が商標の識別性を損なう、その名声を利用する又は悪影響を及ぼす場合には、商品又はサービスの種類を問わず、他の者がそれを使用することを禁じることができる。
- (2) 商標が既知になる前に取得された権利は、引き続き影響を受けない。

## 第 16 条 辞書及びその他の参考書における商標の複製

登録商標が辞書、他の参考書又は他の同様の書籍において、その登録への参照なく複製された場合、かかる商標の所有者は当該書籍の出版社、編集者又は販売業者から、少なくとも次回の版において適切な参照を付すことを要求することができる。

## 5. 商標権の変更

### 第 17 条 譲渡

- (1) 商標の所有者は、商標が適用された商品又はサービスについて、当該商標を全部又は一部譲渡することができる。
- (2) 書面による譲渡のみ有効とする。善意の第三者に対して有効とするには、登録簿に記入しなければならない。
- (3) 本法に基づく請求は、譲渡が登録されるまでは、現行の所有者宛とすることができる。
- (4) 商標は、別段の合意がない限り、会社と共に譲渡する。

### 第 18 条 記入出願又は記入の分割

- (1) 商標の所有者は、書面により記入又は記入出願を分割するよう要求することができる。
- (2) 商品及びサービスは、部分出願又は部分記入に分割する。
- (3) 部分出願又は部分記入は、原出願又は原記入の登録日及び優先日を維持する。

### 第 19 条 ライセンス

- (1) 商標の所有者は、商標が適用された商品又はサービスについて、当該商標を他の者の使用のために全部又は一部譲渡することができる。
- (2) ライセンスは、関係者の出願に基づき登録簿に記入される。当該ライセンスは従って、それより早く取得された商標における権利について有効となる。

### 第 20 条 用益権及び先取得権；強制執行

- (1) 商標は、用益権、先取得権及び強制執行措置の対象となる場合がある。
- (2) 用益権及び質権設定は、登録簿に記入された場合にのみ、善意の第三者の利益に対して効力を有する。

## 6. 国際法の契約

### 第 21 条

- (1) 国際法の契約は、留保される。

(2) 国際法の契約がリヒテンシュタインにおいて本法よりも広範な権利を付与する場合，これらの権利はリヒテンシュタイン市民にも適用される。

## B. 保証標章と団体標章

### 第 22 条 保証標章

(1) 保証標章とは，様々な企業の標章所有者の管理の下に使用される標章で，彼らが供給する商品又はサービスの質，原産地，製造方法その他共通の特徴を保証することを意図するものである。

(2) 保証標章は，標章の所有者又はこれと経済的な結びつきにより密接な関係がある企業の商品又はサービスについては使用することができない。

(3) 標章の所有者は，適切な支払をなす者に対して，標章規則により保証された共通の特徴を示す商品又はサービスについて保証標章を使用することを許可しなければならない。

### 第 23 条 団体標章

団体標章とは，製造，貿易又はサービス会社の団体を示し，かかる団体企業の会員が提供する商品又はサービスと，他の供給業者を起源とするものとを区別する目的を担う。

### 第 24 条 標章の管理

(1) 保証標章又は団体標章の登録当事者は，国家経済局に対し，本標章の使用に適用される規則を提出しなければならない。

(2) 標章の使用に適用される規則は，標章が保証することを意図する商品又はサービスの共通の特徴を記載するものとし，また標章の使用の効果的な管理及び不正使用の場合に適用される適切な制裁も規定しなければならない。

(3) 標章の使用に適用される規則は，それを使用する権利を有する企業グループの名前を列挙する。

(4) 使用規則は，公共の規則に違反したり，公序良俗に反したり，制定された法令に違反してはならない。

### 第 25 条 使用規則の承認

使用規則は，国家経済局が承認しなければならない。第 24 条の規定を条件として，承認が与えられる。

### 第 26 条 規則に反する使用

保証標章又は団体標章の所有者が，使用規則の主たる規定に違反する反復使用を被り，州裁判所(Provincial Court)が定める期限内に救済を得なかった場合，当該標章の登録は当該期間の終了時に無効となる。

### 第 27 条 規制に反する使用

商標の所有者が，規制に違反する保証標章又は団体標章の反復使用を黙認し，州裁判所が定める期限内に救済の遡及権を講じなかった場合，当該商標の登録は当該期間の終了時に失効

する。

## 第 28 条 譲渡とライセンス

保証標章又は団体標章の譲渡及び団体標章のライセンスの許諾は、登録簿に記録された場合にのみ有効とする。

## C. 商標の登録

### 1. 登録手続

#### 第 29 条 標章の登録

- (1) 何人も、標章を登録することができる。
- (2) 標章を登録するために、次のものを国家経済局に寄託しなければならない。
  - (a) 標章の登録を希望する人又は会社の名称を記載した登録願書
  - (b) 標章の複製
  - (c) 標章が求められる商品又はサービスの一覧
- (3) 政府が法令により定める登録手数料は、登録ごとに支払わなければならない。
- (4) 政府は、商品及びサービスの一覧の大きさに関連して追加手数料(分類手数料)を定めることができる。
- (5) 政府は法令により、登録手順の特定の手続を規定する。特に、提出すべき文書、遵守すべき期限及び標章の公告方法を明記する。

#### 第 30 条 登録日

- (1) 第 29 条(2)に記載する文書が提出され次第、標章は登録されたとみなされる。
- (2) 標章が取り替えられた、その主たる特徴が修正された又は商品若しくはサービスの一覧が拡大された場合、登録日はかかる変更が提出された日とする。

#### 第 31 条 決定及び登録

- (1) 国家経済局は、第 29 条(2)に定める要件を満たさない登録出願は支持しない。
- (2) 国家経済局は、次の場合に登録出願を拒絶する。
  - (a) 登録が本法の規定又はこれに関連して発せられた法令の方式要件を満たさない場合
  - (b) 規定の手数料が支払われていない場合
  - (c) 絶対的禁止理由がある場合
  - (d) 保証標章又は団体標章が第 22 条から第 24 条までの要件を満たさない場合
- (3) 拒絶理由が存在しない場合、国家経済局は標章を登録する。

### 2. 登録の取消

#### 第 32 条 取消

国家経済局は、次の場合には標章登録の全部又は一部を取り消す。

- (a) 所有者が取消を要求する場合

- (b) 登録が延長されない場合
- (c) 登録が法律機関の決定により無効と宣言された場合

### 3. 救済

#### 第 33 条 上訴

- (1) 国家経済局の命令に対する上訴は、命令が送達された日から 30 日以内に政府に提出することができる。
- (2) 政府の決定に対する抗議は、決定が送達された日から 30 日以内に行政不服局に提出することができる。

### 4. 登録簿、公告

#### 第 34 条 登録簿の保管

標章登録簿は、国家経済局が保管する。

#### 第 35 条 公告

- (1) 国家経済局は、次のものを公告する。
  - (a) 商標登録(第 31 条(3))
  - (b) 登録更新(第 10 条(3))
  - (c) 商標取消(第 32 条)
- (2) 政府は法令により、他の何れの登録を公告すべきか、また何れの刊行物に掲載すべきかを決定する。

#### 第 36 条 登録簿の閲覧可能性；記録の閲覧

- (1) 何人も、登録簿を閲覧し、それに関する情報を入手し、その抄録を請求することができる。
- (2) 何人も、文書ファイルに登録された商標を閲覧する権利を有する。
- (3) 政府は、登録前に文書ファイルの利用が許可される場合、又は商標若しくは原産地表示の保護のために文書ファイルの一部を除外する場合に適用される規則を定める。

#### 第 37 条 調査

国家経済局は、自己の職員を利用して又は第三者の助力を得て、リヒテンシュタインで出願又は登録され、特定の商標と同一又は類似の商標を調査する。その結果の正確性又は完全性については、如何なる責任も負わない。

### 5. 期限を遵守しない場合のさらなる措置

#### 第 38 条

- (1) 国家経済局が期限の不遵守を理由にある商標に関する出願を拒絶した場合、出願人は書面の提出により、国家管理規則第 104 条の規定を条件に、その件にさらなる考慮を与えるよ

う要請することができる。

(2) 出願は、出願人が懈怠を通知された日から2月以内に、ただし、懈怠から6月以内に提出しなければならない。加えて、未遂の方法及び措置を追完し、さらなる処理のための適切な手数料を支払わなければならない。

(3) 請求が受理された場合、これは、すべての措置が適時に講じられていれば得たと考える段階までその地位を回復することになる。

(4) さらなる措置は、次を遵守しない場合は除外される。

(a) さらなる措置を求める申請のために定める期限

(b) 第7条及び第8条に基づく優先権を主張するための期限

## 6. 代理

### 第39条

商標の所有者で、リヒテンシュタインに住居又は登録事務所若しくは支店を有していない者は、リヒテンシュタインにおいて代理人として行為する弁護士又は特許代理人を指名することによってのみ、本法に準拠する行政及び法的手続に参加することができる。

## 7. 手数料

### 第40条

(1) 本法に記載する場合を除いて、特別の出願に起因して庁が遂行した作業については、手数料を支払わなければならない。

(2) 政府は、実費を賄うための手数料を命令によって規定する。

## D. 国際商標登録

### 第41条 適用法

(1) 本章は、1891年4月14日付マドリッド商標協定及び1989年6月28日付商標の国際登録に関するマドリッド商標協定の議定書(マドリッド議定書)に基づく国際登録で、国家経済局の仲介により手配された又はリヒテンシュタインについて有効であるものに適用される。

(2) 本法に記載されるその他の規定は、マドリッド商標協定又はマドリッド議定書及び第1章に別段の定めがある場合を除いて、適用される。

### 第42条 国際登録簿における登録出願

(1) 国家経済局を通じて、次のことを手配することができる。

(a) リヒテンシュタインがマドリッド商標協定第1条(3)又はマドリッド議定書第2条の意味する原産国である場合の商標の国際登録

(b) リヒテンシュタインがマドリッド商標協定又はマドリッド議定書の意味する商標の所有者の母国である場合の商標の国際登録への変更

(c) リヒテンシュタインがマドリッド議定書第2条(1)の意味する原産国である場合の登録出願の国際登録

(2) マドリッド商標協定，マドリッド議定書及び命令に定める適切な手数料を，商標の国際登録，登録出願又は国際登録の変更について支払わなければならない。

#### **第 43 条 リヒテンシュタインにおける国際登録の効果**

(1) リヒテンシュタインについて保護を提供する国際登録は，国家経済局へ出願登録及びリヒテンシュタイン登録簿における登録と同一の効果を有する。

(2) この効果は，国際登録された商標の保護がリヒテンシュタインについて拒絶された場合はその範囲において，生じなかったとみなされる。

#### **第 44 条 国際登録から国内登録出願への変更**

国際登録は，次のことを条件に国内登録出願へ変更することができる。

(a) 国際登録の取消後 3 月以内に，国家経済局へ出願すること

(b) 国際登録及び国内登録出願が同一の商標に関連すること

(c) 出願において言及した商品及びサービスのリヒテンシュタインについての保護が，事実上国際登録により守られていること

(d) この国内登録出願が本法に記載される他のすべての規則と合致すること

## 第 11 章 原産地表示

### 第 45 条 原則

- (1) 原産地表示は、商品又はサービスの地理的原産への直接又は間接の言及であり、その原産地に関する品質又は特性への言及を含む。
- (2) 関連する商業界が商品又はサービスの特定の原産地の表示であると理解しない地理的名称及び標章は、(1)の意味する原産地表示とはみなされない。
- (3) 次の使用は認められない。
  - (a) 原産地の不適当な表示
  - (b) 原産地の不適当な表示と混同の虞のある名称
  - (c) 外国産の商品又はサービスに関連する名称、住所又は標章で、詐欺の危険を創出する場合
- (4) サービスの原産地の地方又は地域的な表示は、これらのサービスがそれぞれの国の原産地の基準を全体として満たす場合には、適切とみなされる。

### 第 46 条 商品の原産地

- (1) 特定商品の原産地は、その製造地又は製造元の原材料及び部品の原産地により決定する。
- (2) 製造地に通例の又はそこで明記される製造方針及び品質要件の遵守等、その他の前提条件も満たさなければならない。
- (3) かかる基準は、当該商品の評判に対する影響に関連して、個別に決定する。原産地表示がそのニュアンスに合う場合は、正しいものとみなされる。

### 第 47 条 サービスの原産地

- (1) 特定のサービスの原産地は、次により決定する。
  - (a) サービス提供者の居住地
  - (b) 事業方針及び経営に実際の支配権を行使する者の国籍
  - (c) 事業方針及び経営に実際の支配権を行使する者の居住地
- (2) サービスの提供に関する方針又はサービス提供者の母国との約定の遵守等、その他の前提条件も満たさなければならない。
- (3) かかる基準は、当該サービスの評判に対する影響に関連して、個別に決定する。原産地表示がそのニュアンスに合う場合は、正しいとみなされる。

### 第 48 条 特別規定

政府は、業界又は業種若しくは業界の特定分野にとって全般的利益である場合には、命令により、特定の商品又はサービスに対するリヒテンシュタインの原産地表示が利用できる前提条件を規定することができる。

### 第 49 条 製造者標章

政府は、製造者標章が業界の特定分野の利益となる場合は、商品にかかる製造者標章を付すよう命令により定めることができる。

## 第 III 章 法的保護

### A. 民法に基づく保護

#### 第 50 条 宣言的判決を求める訴

司法的事項に利害関係を申し立てる者は、権利又は法的関係が本法に基づき存在するか否かを州裁判所に確認させることができる。

#### 第 51 条 商標の譲渡を求める訴

(1) 被告が適切とみなす場合には、原告は、商標の無効を宣言する代わりに、商標の譲渡を申し立てることができる。

(2) 当該請求は、登録の公告又は第 4 条に基づく商標の所有者の同意の取消後 2 年で失効する。

#### 第 52 条 判決の通知

登録簿の記入事項を変更する効果を有する司法判決は、国家経済局に通知する。

#### 第 53 条 利益のための措置

(1) 銘柄商標又は原産地表示に関する自己の権利を侵害された又はその虞がある者は、地方裁判所(Regional Court)に対し、次のことを要求することができる。

(a) 侵害の虞を禁じること

(b) 既存の侵害を排除すること

(c) 被告が、商標又は原産地表示が不法に付された自己の所有する商品の正しい原産地を記載する旨約束すること

(2) 民事裁判所は、運営規定に基づいて命令なく、利益の補償、充足及び回収を決定する。

(3) 商標権の侵害も、保証標章又は団体標章の規則に反する使用とみなされる。

#### 第 54 条 関係の団体及び組織の提訴権

(1) 次の者も、第 50 条及び第 53 条(1)に基づく原産地表示の保護について提訴する権利を与えられる。

(a) 専門職及び産業連合で、その会員の経済的利益を保護する権能を有する者

(b) その規約に基づき、消費者保護に専念する組織

(2) かかる団体及び組織はすべて、第 50 条に基づき保証標章又は団体標章の事項において提訴する権限が与えられる。

#### 第 55 条 民事訴訟における没収

(1) 州裁判所は、標章又は原産地表示を不法に付した、被告の所有下にある目的物の没収を命じることができる。

(2) 州裁判所は、標章又は原産地表示を除去するか、提出された目的物を使用不能にするか、破棄するか、又は特定の方法で使用するか否かを決定する。

## 第 56 条 管轄権

(1) 州裁判所は、本法において考慮する訴訟に対する管轄権を有するが、ただし、被告の居住地、行為がなされた場所、又はその結果が生じた場所がリヒテンシュタインであることを条件とする。

(2) 州裁判所は、如何なる場合も、リヒテンシュタインの標章の侵害に関する訴訟を処理する能力を有する。

## 第 57 条 暫定的差止命令

(1) ある者が、標章又は原産地表示における自己の権利の侵害が存在し、かかる侵害を危惧し、侵害が容易に修復できない不利益を生じる虞があることを証明する場合には、暫定的差止命令を命じることができる。

(2) その者は特に、州裁判所が証拠を保全し、標章又は原産地表示を付した目的物の原産地を証明し、既存の状態を保全するため、又は差止命令及び救済の予備的使用の目的で、措置を命じるよう要求することができる。

(3) 州裁判所は、暫定的差止命令を発する能力を有する。

## 第 58 条 判決の公告

勝訴当事者からの申請に続き、州裁判所は当該判決を相手当事者の費用で公告するよう命じることができる。裁判所は、公告される情報の種類及び詳細を決定する。

## B. 処罰規定

### 第 59 条 商標権の侵害

(1) 被害者の要請があれば、州裁判所は次の場合に、他の当事者の商標権を故意に侵害する罪を犯した者に対し、1 年以下の懲役又は最大 360 日の日割りの罰金を賦課する。

(a) 他の当事者に帰属する商標の権利を主張し、これを複製し又は模造した場合

(b) 商品を販売し、サービスを提供し、かかる商品又はサービスの申出をし、不当に権利主張し、複製し又は模造した商標を付してこれらを広告した場合

(2) 不当に権利主張し、複製し又は模造した商標を付した、所有下にある目的物の原産地の記載を拒否した者も、被害者の請求があれば処罰される。

(3) 取引の目的で商標権を侵害する者(刑法第 70 条)は、3 年以下の懲役に処せられる。かかる者は、公訴官により訴追される。

### 第 60 条 商標の詐欺的使用

(1) 次の者、すなわち、

(a) 商品又はサービスが真正の商品又はサービスであるように誤認させ、そのようにみせかける意図をもって、当該商品又はサービスに不法に第三者が所有する商標を付した者、

(b) 他の当事者が所有する商標を付した商品又はサービスを不法に提供し又は市場に出した者、真正の商品又はサービスとして販売又は販売を申し出た者は、被害者から訴訟を要求された場合、州裁判所により 3 年以下の懲役に処せられる。

(2) 事業目的で(1)の規定に違反した者は、5 年以下の懲役に処せられる。かかる者は、公訴

官により訴追される。

(3) 取引のために商品を輸入，輸出又は倉庫保管する者で，取引で誤認されることを企図していることに気付いている者は，法律への抵触として被害者から訴訟が要求された場合は，州裁判所により 20,000 フラン以下の罰金，又はこの金額が回収不能の場合は 3 月以下の懲役に処せられる。

#### **第 61 条 規則に反する保証標章又は団体標章の使用**

(1) 規則に反して商品に故意に保証標章又は団体標章を付した者は，被害者からの申立により，規則への抵触として州裁判所により 1 年以下の懲役又は最大 360 日の日割の罰金に処せられる。

(2) 同様に，規則に反する保証標章又は団体標章を付した，自己の所有下にある目的物の原産地を表示することを拒否する者は，被害者からの申立により，規則への抵触として，20,000 フラン以下の罰金に，又はこの金額が回収不能の場合は 3 月以下の懲役に処せられる。

(3) 侵害が規則の重要でない規定にのみ影響する場合は，処罰を差し控えることができる。

(4) 取引の過程で(1)の規定を侵害する者は，3 年以下の懲役に処せられる。かかる者は，公訴官により訴追される。

#### **第 62 条 不適切な原産地表示の使用**

(1) 被害者からの申立により，州裁判所は，次のことを故意に行った者を 1 年以下の懲役又は最大 360 日の日割の罰金に処する。

(a) 不適切な原産地表示を使用すること

(b) 不適切な原産地表示と混同する虞のある表示を使用すること

(c) 外国産の商品又はサービスに関連する名称，住所又は標章の使用により詐欺の危険を創出すること

(2) 取引の過程で(1)の規定に違反する者は，3 年以下の懲役に処せられる。かかる者は，公訴官により訴追される。

#### **第 63 条 製造者標章に関する規則の抵触**

取引の過程で製造者標章の規則に故意に違反した者は，州裁判所によりその抵触に対して 20,000 フラン以下の罰金，又はこの罰金が回収不能の場合は 3 月以下の懲役に処せられる。

#### **第 64 条 手続の中断**

(1) 州裁判所は，被告が民事訴訟において商標登録の無効を証明したときは，刑事手続を中断することができる。

(2) 被告が刑事手続において商標登録の無効を訴えた場合，州裁判所は民事訴訟でそれを主張するための合理的な期間をその者に与えることができる。

(3) 当該中断の間，期限は中断する。

#### **第 65 条 責任**

法人，団体の又は有限責任パートナーシップ又は単独の会社の事業の過程で抵触行為がなされた場合，それらのために行為し又は行為すべきであった者について処罰規定が適用される

が、法人、団体／パートナーシップ又は単独会社は罰金及び費用の共同責任を負う。

#### **第 66 条 処罰手続における商品の没収**

- (1) 規則に抵触した場合，
  - (a) 関連の手続の対象である商品，及び
  - (b) 抵触行為において用いられる又は用いられることを意図する目的物，は没収することができる。刑法第 26 条の規定が適用される。
- (2) 手続は，刑法第 353 条から第 357 条までの規定に準拠する。

#### **第 67 条 収益の没収**

- (1) 誰に帰属するかに拘らず，抵触行為からの収益は，国のために没収されると宣言することができる。刑法第 20 条が適用される。
- (2) 手続は，刑法第 353 条から第 357 条までの規定に準拠する。

### **C. 輸出入の場合の措置**

#### **第 68 条 疑わしい積送品の通知**

商標又は原産地表示を不法に付した商品が輸入又は輸出されると信じる理由が存在するときは，監督機関は，商標の所有者，商品の原産地表示を商品に付す許可を得ている者／法人，又は第 54 条に基づき法的措置を講じる権能を有する専門職又は産業連合に 積送品について知らせる権利を有する。

#### **第 69 条 支援の申請**

- (1) 商標の所有者，商品の原産地表示を商品に付す許可を得ている者／法人，又は第 54 条に基づき法的措置を講じる権能を有する専門職又は産業連合が，商標又は原産地表示を不法に付した商品が輸入又は輸出されると信じる理由がある場合，その者は書面により監督機関に対し，かかる商品の開放を拒否するよう申請することができる。
- (2) 申請人は，自己が利用できる情報で，監督機関の決定のために必要とされるすべてのものを提供しなければならず，これには，商品の完全な説明を含む。
- (3) 監督機関は，申請について決定を下す。管理費用を賄うために，手数料を値上げする場合がある。

#### **第 70 条 商品の差止**

- (1) 第 69 条のように提出された申請に続いて，監督機関が，輸入又は輸出を意図する特定の商品が不法に商標又は原産地表示を付していると考えた正当な理由を有する場合には，申請人にこれをしかるべく通知する。
- (2) 監督機関は，申請人が暫定的差止命令を得られるように，当該商品を(1)の通知日から最大 10 就業日まで差し止める。
- (3) 正当化された場合，監督機関は当該商品をさらに 10 就業日を超えない期間，差し止めることができる。
- (4) 監督機関は，差止により商品に損害が生じる虞がある場合には，申請人が担保を提供す

ることにより，商品の差止を行うことができる。

(5) 申請人は，暫定的差止命令が命じられない又は根拠がないとされた場合には，差止を理由に商品が被る損害について補償しなければならない。

#### **第 71 条 管轄権，国際法に基づく合意**

(1) 第 68 条から第 70 条までが意味する監督機関は，政府が命令により指名する。

(2) (a) 特定の地方の管理事務所，

(b) 第三者は，

商品の輸出入に関連する措置に留意するよう指示を受けることができる。

(3) 国際法に基づく合意は，留保される。

## 第 IV 章 経過及び最終規定

### 第 72 条 実施

政府は、本法を実施するための適切な命令を発する。

### 第 73 条 現行の法律の無効

次のものは、ここに無効とする。

(a) 工場、商標及びサービスマーク、商品の原産地表示、工業識別標章の保護に関する 1928 年 10 月 26 日付法律、LGBI、1928 年第 13 号

(b) 工場、商標及びサービスマーク、商品の原産地表示、工業識別標章の保護に関する法律の改訂を伴う 1952 年 8 月 7 日付法律、LGBI、1952 年第 21 号

(c) 工場、商標及びサービスマーク、商品の原産地表示、工業識別標章の保護に関する 1928 年 10 月 26 日付法律の改訂を伴う 1964 年 1 月 9 日付法律、LGBI、1964 年第 12 号

(d) 工場、商標及びサービスマーク、商品の原産地表示、工業識別標章の保護に関する法律の改訂を伴う 1985 年 12 月 19 日付法律、LGBI、1986 年第 19 号

### 第 74 条 寄託又は登録された標章

(1) 本法の施行に基づき寄託又は登録された標章は、この時点から新法に服する。

(2) ただし、(1)とは別に、次の規定が適用される。

(a) 優先権は、旧法に準拠する。

(b) 登録出願を拒絶する理由は、絶対的理由を除き、旧法に基づいて適用される。

(c) 登録の効力は、旧法に基づき適用される期間の満了時に終了する。それまでは、いつでも延長することができる。

(d) 団体標章の最初の登録更新は、登録の場合と同一の方式要件に服する。

### 第 75 条 従前に登録可能でなかった標章

旧法の規定では登録から除外されるが新法では除外されない標章について登録出願が係属中の場合、登録日は施行日とする。

### 第 76 条 先使用权

本法が施行される前に、商品又はその包装若しくは梱包上に、又はサービスの識別のために特定の標章を最初に使用した者は、最初に登録した者より大きな権限を有するが、ただし、本命令が施行された後 2 年以内に当該標章を登録し、当該標章が使用された日時を記載することを条件とする。

### 第 77 条 用語

「工場及び商標」という表現は、すべての命令において「標章」という用語に置き換える。

### 第 78 条 施行

(1) 本法は、(2)を条件として、1997 年 3 月 31 日に施行される。

(2) マドリッド議定書に関連する第 18 条、第 42 条(1)(c)、第 44 条、第 41 条、第 42 条(1)(a)

及び(b)並びに第 2 条は，1994 年 10 月 27 日付商標法条約及びリヒテンシュタイン公国における標章の国際登録に関するマドリッド協定の 1989 年 6 月 28 日付議定書の批准後に施行される。